

# 二〇二〇年秋季統一要求書

私たち東自教労組は、九月一八日に第四九回定期大会を開催し、「組合員が安心して働き・生活出来るよう仲間と団結し運動をすすめよう！」をメインスローガンとした二〇運動方針を満場一致で採択しました。

日本経済は、新型コロナウイルスの感染拡大にともない、政府・自治体が打ち出した外出自粛や休業要請により経済活動が低下し、二〇年四～六月期の国内総生産は、前期比年率二八・一％減と戦後最大の減少が記録されました。しかし、緊急事態宣言の解除から六月の個人消費は前月比一三・〇％の増加、七月の鉱工業生産指数は輸出の持ち直しを受けて前月比八・〇％と大幅増加となり、先行きの生産指数も幅広い業種で増産見込みと経済の回復が期待されています。

新型コロナウイルスの感染状況は、重症者数、死者数が増えるなど収束の目途がたっていない中、自教業界では多くの職場で教習生が増えていることから、残業協力や有給休暇の取得自粛などの協力を行っています。職員の感染リスクも総じて高いことから、徹底した感染防止対策と同時に職員が感染してしまった場合の補償が必要と考えています。

貴社におかれましては、組合員の切実な要求である左記統一要求の円満解決を図られるよう要求致します。

記

一、退職金は、現行協定額に一〇％を加算すること。

二、労災見舞金（通勤途上を含む）として次の金額を払うこと。

死亡	3,000万円
1～4級	3,000万円
5級	2,190万円
6級	1,970万円
7級	1,760万円
8級	1,540万円
9級	1,320万円
10級	1,100万円
11級	890万円
12級	680万円
13級	460万円
14級	240万円

三、定年を年金満額支給開始年齢まで引き上げること。

四、定年後の継続雇用者について賃金・労働条件を改善すること。

五、職員が新型コロナウイルスに感染した時又は濃厚接触者となった時は、必要に応じた日数を自宅待機とすること。その場合、平均賃金の一〇〇％を支給し欠勤控除を行わないこと。

六、二〇春季統一要求書第五項に基づき、年末一時金を解決すること。

七、その他、各支部ごとの要求を解決すること。

八、右、要求について、一〇月 日に団体交渉を行い回答すること。

二〇二〇年一〇月 日

東京自動車教習所労働組合

執行委員長 熊谷 浩行

同

殿